



国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税の決め方

国民健康保険税（国保税）は、毎年4月1日現在国保に加入している人に課税されます。

ただし、年度の途中で社保加入・離脱、転入、転出、出産、死亡など世帯員に異動があった場合は、国保税額に増減が生じるため計算しなおしてお知らせします。異動があった場合は、14日以内に市民福祉課まで届け出てください。

国民健康保険税の納税義務者

国保税は、世帯主が納税義務者と定められています。そのため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税通知書は世帯主宛てに送付されます。

国民健康保険税の計算方法

令和3年4月～令和4年3月の年税額は、下表の①+②+③+④の合計額です。

加入者全員の所得と資産税額で計算	R2.1月～12月の控除後の所得額（所得から一律△43万円）	固定資産税額（都市計画税は除く）	平等割（世帯割）	均等割（加入人数割）	合計
（0～74歳）医療分	5.77%	16.77%	19,500円	27,700円×人数	上限63万円
（0～74歳）後期高齢者支援金分	1.78%	5.83%	6,100円	8,600円×人数	上限19万円
（40～64歳）介護分（※）	1.53%	6.91%	4,600円	9,700円×人数	上限17万円
計	①	②	③	④	R3.4～R4.3の年税額 ①+②+③+④

※介護分：年度中に40歳になる人の分は、誕生月から課税されます。また、年度中に65歳になる人の分は、誕生日の属する月の前月分（1日生まれの人は前々月分）までが年税額に反映されます。

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）

次の要件を全て満たす世帯は、原則として特別徴収となります。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- ③ 世帯主の年金受給額が年間18万円以上
- ④ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない

●上記の要件に該当しない場合は、従来どおり普通徴収（納付書または口座振替）での納付となります。

※年度の途中で国保税額が増額になった場合や、75歳に到達する年度等については、特別徴収から普通徴収に切り替わります。

■ 特別徴収の対象者でも、口座振替による納付に変更できます。

10月から特別徴収の予定となっている世帯のうち、次の要件を全て満たす世帯は、税務課で申請することで納付方法を口座振替に変更できます。

- ① これまで、国保税を滞納することなく納めている世帯
- ② これから、口座振替により納めることができる世帯

※変更の申請は、令和3年7月30日（金）までをお願いします。

申請が7月30日を過ぎた場合は、10月分の年金天引き中止の手続きに間に合わないため、12月分以降からの口座振替となりますので、ご了承ください。

普通徴収（納付書・口座振替）の納期

単年度分（4月から翌年3月まで）の国保税を、7月から翌年2月までの毎月末、計8回に分けて納めていただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	R3.8.2	R3.8.31	R3.9.30	R3.11.1	R3.11.30	R3.12.28	R4.1.31	R4.2.28

問合せ先

小浜市役所 1階 （市外局番 0770）

＜国保税の税額・納付等に関する問い合わせ＞

＜加入・脱退等に関する問い合わせ＞

総務部 税務課（電話64-6004）

民生部 市民福祉課（電話64-6018）

◆国保税は、みなさんの医療費にあてられる国民健康保険の重要な財源です。納期内に納めてください。

国民健康保険税の軽減制度

国保税は、加入者の収入申告に基づいて決められます。

国の定める所得基準を下回る世帯については、国保税の平等割額と均等割額の軽減措置を受けることができます。

※軽減の申請は不要ですが、収入申告をしていないと軽減の判定ができません。収入がない場合でも必ず申告をしてください。

【令和3年度の軽減基準】

区分	前年の所得金額が 次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年税額	
			平等割 (1世帯あたり)	均等割 (1人当たり)
医療分	43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	5,850円	8,310円
	43万円+(28.5万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	9,750円	13,850円
	43万円+(52万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	15,600円	22,160円
後期高齢者 支援金分	43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	1,830円	2,580円
	43万円+(28.5万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	3,050円	4,300円
	43万円+(52万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	4,880円	6,880円
介護分	43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	1,380円	2,910円
	43万円+(28.5万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	2,300円	4,850円
	43万円+(52万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	3,680円	7,760円

※給与所得者等：給与等の所得または公的年金の所得がある人

非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）により、国民健康保険へ加入する人の国保税について、失業（離職）から一定の期間、前年の給与所得を30/100とみなして算定されます。

■対象者

次の①から③の全てに該当する人

- ① 平成21年3月31日以降に離職した
- ② 離職時65歳未満
- ③ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下記の表のいずれかに該当する

対象となる 理由コード	特定受給資格者	特定理由離職者
	11、12、21、22、31、32	23、33、34

■軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

■軽減申請

申請手続きが必要ですので、「雇用保険受給資格者証」と「はんこ」を持って税務課までお越しください。

後期高齢者医療制度への移行による軽減制度

後期高齢者医療制度に移行することで、国保加入世帯の負担が大きく変わることのないように、緩和措置があります。

(軽減の申請は不要です。)

- (1) 75歳となる人が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、同じ世帯の75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合

■低所得世帯に対する軽減

後期高齢者医療制度への移行により、世帯の国保加入者が減少した場合、移行前後の軽減割合判定に影響が生じないよう、移行した人の所得・人数も含めて軽減判定が行われます。

ただし、世帯主の変更や国保加入者の所得の更正が発生したときは、その時点で軽減の再判定が行われます。

■平等割額に対する軽減

後期高齢者医療制度への移行により、国保加入者が1人になる世帯については、移行後5年間は平等割額（介護分を除く）が半額となり、その後3年間は平等割額（介護分を除く）の4分の1が減額されます。

- (2) 会社などの被用者保険の被保険者（本人）が後期高齢者医療制度に移行することにより、被用者保険の被扶養者から外れ国保の被保険者となった65歳以上75歳未満の人（旧被扶養者）について

- ・旧被扶養者に係る所得割額と資産割額が全額免除されます。
- ・旧被扶養者に係る均等割額が、資格取得から2年間に限り半額となります。（7割・5割軽減世帯は除きます。）
- ・旧被扶養者のみの世帯は、平等割額が2年間に限り半額となります。（7割・5割軽減世帯は除きます。）

※納めるのがむずかしいときには・・・

やむを得ない事情により、国保税の納付が困難な場合には、分割納付などが認められる場合があります。納付に困ったときは、税務課へご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に納税ができないときは、税務課へご相談ください。感染症り患者や著しい損失の発生等の場合には、1年以内の期間に限り、納税を猶予する制度があります。